占有改定によって引渡しを受けておくことが必要ではないかと思われます。

なお、従前は、所有権留保の登記はできませんでしたが、法律案とともに提案されている整備法により、所有権留保登記が新設されることになりました。牽連性のある金銭債務以外の債務も所有権留保の対象とする場合（いわゆる拡大された所有権留保）、占有改定劣後ルールも適用されますし、所有権留保登記によって対抗要件を具備する必要があると思われます。

## 堂島法律事務所ウェビナー

堂島法律事務所では、様々なトピックを題材とした無料ウェビナーを毎月開催しています。３０分・オンラインで気楽に聴講いただけますので是非ご参加ください。

第 18 回「日常的な取引における契約交渉・契約書作成のポイント」

講師：弁護士 赤羽 寿海

開催日時：2025 年 5 月 21 日（水 ）15 時 00 分～ 15 時 30 分

産業構造の益々の高度化や、生成 AI を初めとする科学技術の革命的な進歩に伴い、企業取引の内容は日々、複雑化し続けており、このような取引環境においては、適切な内容の契約書を作成することの重要性がより一層高まっております。他方、いかなる規模の企業にとっても、契約書の作成自体は当たり前になっているものの、残念ながら、その内容が取引の実態等に照らして適切なものになっていない事例も見受けられるところです。

そこで、本セミナーでは、日常的な取引のための契約において共通して設けられることの多い条項を主な題材として、契約交渉及び契約書作成のポイントについてご説明いたします。

https://us02web.zoom.us/webinar/register/WN_g7FWyqL7SM6H-7QFJfJ9F8w